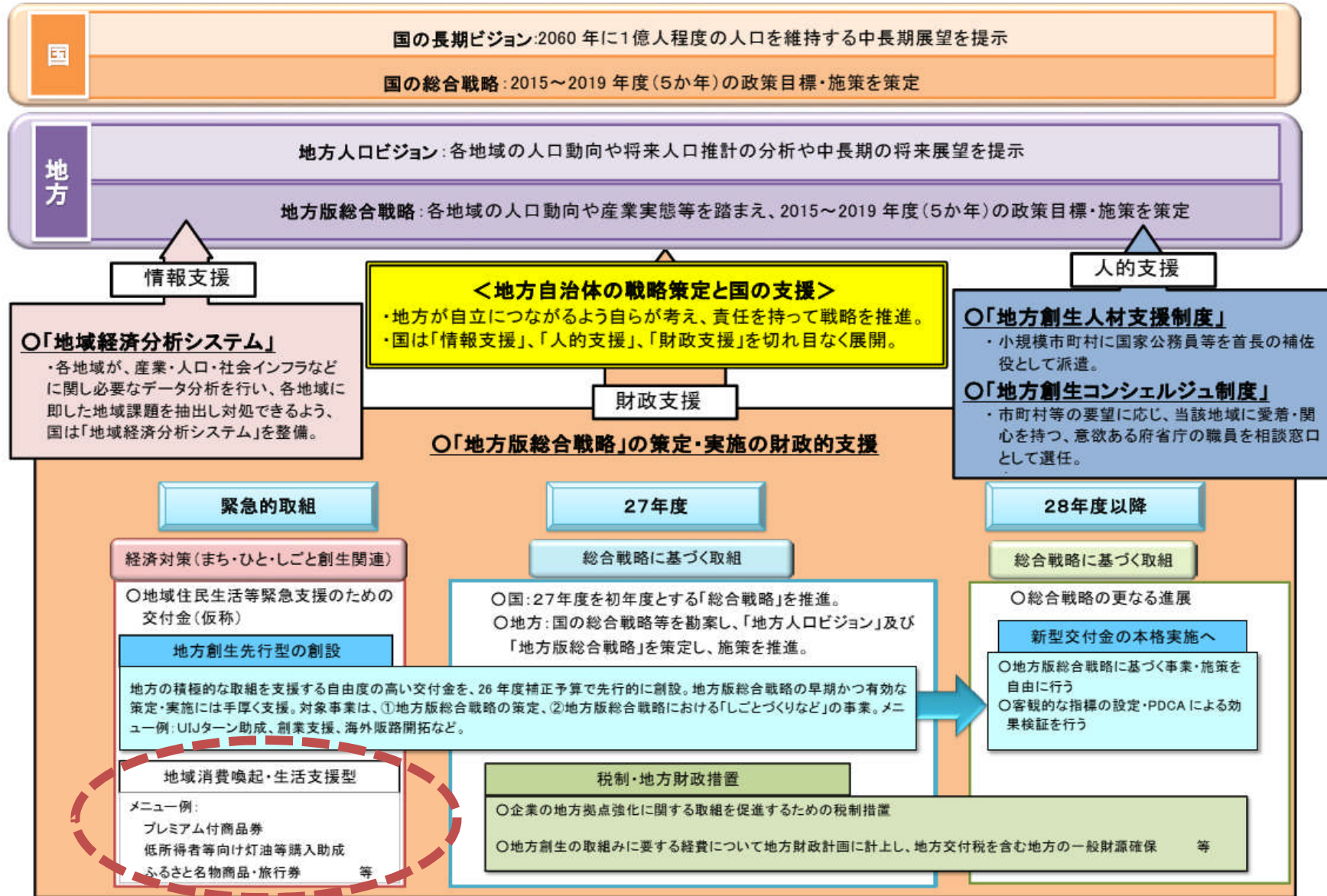


地域住民生活等緊急支援のための  
プレミアム付商品券の発行について

平成27年4月  
東北財務局



# 地方への多様な支援と「切れ目」のない施策の展開



① 施策の目的

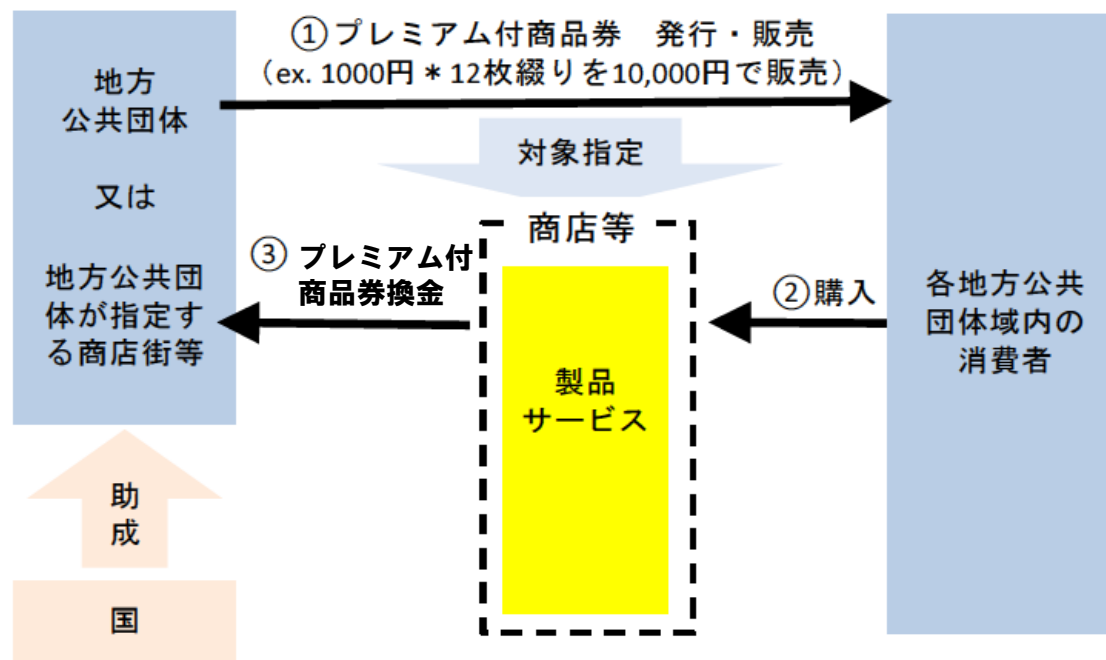
地域の消費喚起に向けた地域の実情に応じた取り組みを支援する。

② 施策の概要

地方公共団体(都道府県及び市町村)が実施する、地域における消費喚起策やこれに直接効果を有する生活支援策に対し、国が支援。(メニュー例:プレミアム付商品券、ふるさと名物商品券・旅行券、低所得者等向け灯油等購入助成、低所得者等向け商品・サービス購入券、多子世帯支援策)

③ 施策のスキーム、実施要件(対象、補助率等)、成果イメージ等

【プレミアム付商品券の例】



# 商品券等の発行についてのご案内

## 1. 法律の適用を受ける商品券等

商品券等（商品券やギフト券、磁気式やIC式のプリペイドカード、サーバ型前払式支払手段）のうち、下記の要件に該当するものの発行については、資金決済法（資金決済に関する法律）の適用を受けます。

- ① 金額又は物品・サービスの数量が、商品券等に記載又は電磁的な方法で記録されていること。
- ② 商品券等に記載又は電磁的な方法で記録された金額又は物品・サービスの数量に応ずる対価が、購入者（利用者）により支払われること。
- ③ 商品券等が購入者（利用者）に対し発行されること。
- ④ 利用者が商品を購入するとき、サービスの提供を受けるとき等に、商品券等が提示、交付、通知その他の方法により使用されること。

法律の適用を受ける商品券等の発行者は、  
財務局長への登録・届出が必要です。

### ＊法律の適用を受けない商品券等＊

ただし、上記の要件に該当する場合であっても、

- ア) 発行の日から※6ヶ月内に限って使用できる商品券等
- イ) 国又は地方公共団体が発行する商品券等
- ウ) 美術館等の入場券 等

法律の適用を受けないものがあります。

※6ヶ月内の有効期間が明記されていても、事実上期間経過後も使用できるなど、期間の定めが形骸化している商品券等は、法律の適用を受けることとなりますので留意して下さい。

## 2. 財務局長への登録・届出等

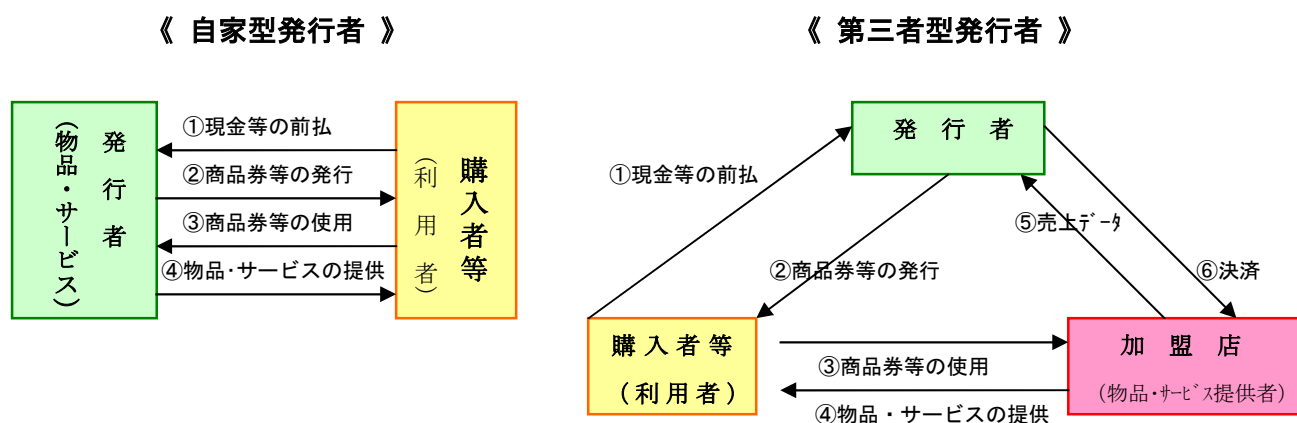
### (1) 事後届出が必要な発行者（自家型発行者）

- ・自社の店舗においてのみ使用することができる商品券等の発行者を「自家型発行者」といいます。
- ・発行する商品券等の未使用残高（＝商品券等の総発行額－総回収額）が基準日（3月末又は9月末）において、**1千万円を超えたときは、基準日から2ヶ月以内に財務局長への届出が必要です。**

### (2) 事前登録が必要な発行者（第三者型発行者）

- ・自社以外の第三者の店舗（加盟店、フランチャイズ店等）においても使用可能な商品券等の発行者を「第三者型発行者」といいます。
  - ・**商品券等を発行する前に財務局長の登録を受ける必要があります。**
- ※登録にあたっては、様々な要件がありますので、前広にご相談下さい。

### 自家型発行者と第三者型発行者の仕組み



## 3. 資金決済法的主要内容

### (1) 商品券等への表示義務（主な事項）

- ア) 発行者の氏名、商号又は名称
- イ) 商品券等の金額又は物品・サービスの数量（個数、本数等）
- ウ) 使用期間又は使用期限が設けられているときは、その期間又は期限
- エ) 苦情又は相談に応ずる営業所等の所在地及び連絡先

### (2) 発行保証金の供託等

基準日（3月末又は9月末）において、**発行した商品券等の未使用残高が1千万円を超えたときは、その未使用残高の2分の1以上の額に相当する額の発行保証金を基準日から2ヶ月以内に供託する必要があります。**

ただし、金融機関等との間で、発行保証金保全契約などを締結し、財務局長に届け出たときは、当該契約が有効である間、供託をしないことができます。

# 法律適用の枠組み

自家型 発行者	基準日未使用残高：1千万円以下	基準日未使用残高：1千万円超
	<b>届出不要</b> (法律の適用を受けない。)	<b>事後届出</b> 届出後は、表示義務、帳簿作成・保存義務、 定期報告書提出義務などが課されます。 <b>供託</b> 基準日未使用残高の1/2以上 (保全契約、信託契約でも可)
第三者型 発行者	<b>事前(発行前)登録</b> 登録後は、表示義務、帳簿作成・保存義務、定期報告書提出義務などが課され ます。	
		<b>供託</b> (基準日未使用残高が1千万円超の場合) 基準日未使用残高の1/2以上 (保全契約、信託契約でも可)

※法律の規定に反して、必要な登録や届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合等には、  
罰則が適用されることがあります。

## 4. 商品券等の発行に関する相談・照会等

登録・届出をはじめ、商品券等の規制に関する相談・照会等は、下記へお願いします。

☎東北財務局 理財部 金融監督第3課

TEL: 022-263-1111 (内線3123)

☎(一社)日本資金決済業協会

TEL: 03-3219-0601

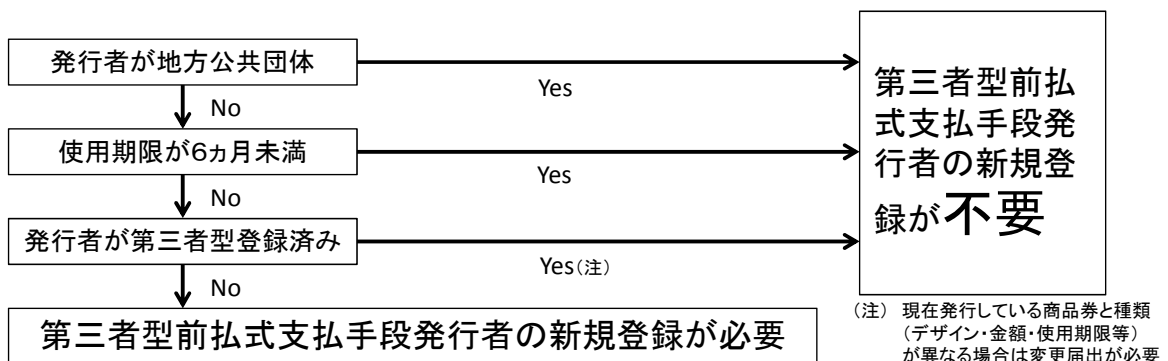
(別紙) 地域住民生活等緊急支援のための  
プレミアム付商品券の発行について

- 商品券等(前払式支払手段)の発行者は、資金決済に関する法律に基づく届出又は登録が必要(適用除外有り)
  - 前払式支払手段発行者の類型
    - ・自家型:商品券等の発行者自らの店舗でのみ使用可  
⇒未使用残高が1千万円を超える場合は届出が必要
    - ・第三者型:商品券等の発行者以外の第三者の店舗でも使用可  
⇒あらかじめ登録が必要
- (参考) 第三者型前払式支払手段発行者の登録状況  
<http://tohoku.mof.go.jp/kinyuu/pagethkhp02400021.html>を参照
- 前払式支払手段発行者の届出・登録が不要な場合(法第4条)
    - ・発行者が地方公共団体の場合
    - ・商品券等の使用期限が6カ月未満の場合 など

※産業競争力強化法上の企業実証特例制度の適用を受け、商工会議所・商工会等が前払式支払手段(プレミアム付商品券等)を発行する場合の特例措置が創設されました。

詳しくは、経済産業省のHPをご確認ください(<http://www.meti.go.jp/press/2014/03/20150327003/20150327003.html>)

➤ 登録要否判断の簡易フローチャート



➤ 第三者型登録の主な要件(法第10条)

- ① 法人であること
- ② 一定規模の純資産があること  
(例:発行する商品券の利用可能地域が一の市町村内の場合:1千万円以上)  
※ただし、商工会議所・商工会・商店街振興組合は純資産要件なし(要定款に記載)
- ③ 発行に関して必要な体制が整備されていること
- ④ 役員が成年被後見人等でないこと など

- その他⇒未使用残高が基準日で1千万円を超えると供託が必要

～第三者型の新規登録が必要となる場合は、早めにご相談ください～